

(第十部)

第五回参議院商工委員会會議錄第二十号

(四二九)

昭和二十四年五月二十一日(土曜日)午前十一時五十七分開会

本日の会議に付した事件

○配炭公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○臨時鉄くず資源回収法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、鐵雜製品検査所の支所設置に關し承認を求める件(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に關し承認を求める件(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業等協同組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業等協同組合施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○貿易振興方策に關する調査承認要求の件

○委員(小畑實夫君) これより開会いたします。配炭公団法の一部を改正する法律案を議題にいたします。先程質疑を打ちましたので、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(小畑實夫君) 御異議ないと認めます。只今審議いたしますものは衆議院送付のものであります。一部修正をして参りましたものを原案として議題にいたします。討論に入ります。御発言の方は賛否を明かにしてお述べ

を願います。

○委員(小畑實夫君) 私は配炭公団法案に對して衆議院の修正通り本案につきまして賛成の意を表します。

○小杉鐵安君 私も衆議院の修正案に賛成いたします。

○田中利勝君 社会党といつたしまして、本案の修正箇所に対して賛成する者であります。他の原案全部に対して反対であります。修正案のいわゆる「常磐炭」については発熱量三千七百カロリ以下字部炭については発熱量三千カロリ以下、この修正箇所に対しては賛成であります。尙特に申し上げたいのは、一昨日柴田証人の言もありました通りに本案実施により尙公団から除かれる中小炭鉱が七十鉱に及び炭鉱従業員一万一千くらいは生活の不安に直面することになると申されました、實際かかる結果になりますならば、これらの立場の人たちから本案を見ますならば皆て終戦後三千万トン目標、一昨年三千六百万トン目標、本年四千二百万トン目標と、漸二無二出炭増強を叫んで、これらの人を國家目的に協力させて来た、従つてこれらの人たちは日本の經濟復興に大きな寄与をし来たのであるが、今回の法案によりますれば、公団取扱から取除かれることは恰も今世間で騒がれているウラノバートルのノルマによつて曉に祈られたと同じように、この法案実施に當つて曉に祈られる、こういうような無慈悲な印象を与えることになると思ふのであります。延いては炭鉱労働

者四十万と称せられ、五十万と称せられる全炭鉱労働者の今後の生産意欲を抑圧する影響極めて重大でありますから、こういう点について、特に政府は十分慎重に考慮されて、中小炭鉱の経営、労働者の面からそれらの基礎産業を保護し、労働者の生活の不安を除却するといふ十分親心を盡した行政措置を講ずることを特に警告して、修正の箇所に対して賛成する者であります。

○委員(小畑實夫君) 田中委員にお尋ねいたしますが、只今の発言は、修正箇所には賛成であるが、その他の原案については反対である、こういうことなんでしょう。

○田中利勝君 そうでございます。

○島清君 田中君それでいいか、あな

○田中利勝君 ああ。

○島清君 田中君の発言はもとより社会党を代表いたしましたので討論でござい

ますが、更に田中君の御意見に對して置きたいと思ひます。政府原案に對しましては、私達社会党といつたしましては、反対をしておつたのでござい

るに、これが衆議院の方で修正をされ

て参りまして、その法案が只今本委員会に付託になつてゐるのでござい

ますから、委員長が御指摘になりました通り、これはなんですが、そこで私達を

いたしましては、まあ法案全体に引つくるめまして反対である、こういうわけなんです。従いまして社会党といつ

しましては、本法案に對しましては、今後本法案が施行されました場合に

おいても、失業者が予想されますの

で、こいつたような法律に對しましては、反対である、こういうわけなん

です。

○委員(小畑實夫君) 修正の精神に

おいて賛成であつて、この法案には反

對である、こゝういふ意味であります

ね。

○島清君 そういふわけであります。

○委員(小畑實夫君) 共産党の方で

ありませんか。

極めて不安であります。中小炭鉱はそ

の設備の近代化されてゐる程度が非常

に低いというならば、それらの企業

全体を通じての施策なりがなされて、

日本の石炭業においてなすべき役割を

なし得るような政策が行われなければ

ならんと思ふのであります。そういう

ことをなさずして、徒らに急激に中小

炭鉱が立つて行かないようにするとい

うことは、今日資源資料の重要なこと

が痛感されてゐる我が國において相当

な無駄を起すことになるものでありま

す。それでありまして、政府に石炭

業に對する合理的な、系統的な政策が

あつて、あらゆる資源即ちこの場合に

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名をお願いいたします。

多意見者署名

玉置吉之丞 佐伯卯四郎
山田 佐一 平岡 市三
小杉 繁安 廣瀬興兵衛
重宗 雄三 境野 清雄

○委員長(小畑哲夫君) 次に臨時鉄くず資源回収法案、これを議題といたしまして、質疑を打ち切りましたから直ちに討論に移ることに御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと認めます。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○田中利勝君 本案に対して社会党としては反対であります。法案を通して政府の説明を聞きまして、本年度のくず化物が四十万トンを見込んでいるが、そのうち十六万トンは国有物件で、これを除外すれば本年度百八十万トン中僅かに二十四万トンのために法律を作つたと、こういうことになりま

すので、従いましてこの法案の影響するところは、中小企業を壓迫し、更に中小工業の所有する機械その他が只同様に取上げられるというやうな結果を来すことになり、而も中小企業を振興しなければならぬ、そういう政策を持つてゐる民自党の政策と凡そ逆な結果となり、そういう点において反対をしたいと思います。

○五箇吉之丞君 私はこの回収法案に對して衆議院の修正案に賛成の意を表

したいと思ひます。その理由として

は、どうしても我が國の鉄鋼材の必要性から見て、当然の措置と思ひますから賛成をいたしますが、ただ本法の運用については相当委任された事項が多いのでありまして、政府当局において本法運用の上にも万全の御注意をお願いしたい、こういうことを申添えて賛成の意を表します。

○山田佐一君 原案に賛成いたすものであります。やはり鉄鋼の増産は、我が國産業の回復及び輸出振興によつて極めて重要でありますので、本案を施行せられるということも止むを得ざる次第と思ひます。つきましては罰則の点であります。十年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処するといふやうな非常な重罪を科してあるのではありませんから、これが施行に際しましては、十分の御注意を拂つて頂きたいと思ひます。苟くも鉄くずをくず化物

件として指定をする前に、警戒を感ずるやうな措置にならないやうに、喜んで出すべき措置をとらして頂きたいといふことを希望いたします。原案に賛成をいたすものでございします。

○小杉繁安君 私も山田委員の意見と同じであります。原案に賛成いたします。

○細川嘉六君 くず鉄回収の法案につきましては、共產党は反対するものであります。今日経済九原則というものによつて中小企業の工場というものは余りに沢山に倒れており又倒れかけております。そのところからしてスクラップも相当に出る、スクラップにされる

機軸その他の設備が相当にあるといふところをこの法案が狙つておるものと考えるのであります。

それからこの法案は、今申しした中小

企業の工場ばかりでなしに国有財産も或る部分をスクラップにして行く、四十万トンをスクラップとして回収するといふが、これには回収の予算が明かにされておらない、国有財産の十六万トンが、二足三文で賣渡されるというやうな疑ひがあります。これらのスクラップはこれは一体どうなるのであるか、これは大企業集中政策をとつてゐる民自党の政府といたしましては、結局日鉄だとか日本鋼管だとかいふ大企業へ、今申しした中小企業から出るスクラップ、それから国有財産のスクラップを思い切つた安値で賣渡して、そしてこれらの巨大な企業の基礎を築くといふ意圖を持つてゐることは疑ひ余

地がありません。それから回収の手続は、審議会によつてなされてゐるが、この審議会は可なり独裁的な措置をなし得るやうになつております。そこでは國有財産のこと、無論くず鉄は別

といたしまして、細かい企業者或いは所有者の利益といふものは、大きなものために犠牲にされて行くといふことは争われないのであります。可なりこの審議会といふものは、戦時中行われたやうな方式を、即ち専断的な方式をそのまゝに受継いでゐるものであります。更に、私共はこういうくず鉄回収法を出して、國內の企業の基礎を固めるといふ外に、これは又國外に輸出されるという危険を受けなければならぬのであります。くず鉄は日本の産業にとつて誠に大切であります。それが外國に輸出されるといふことは、どういふことであるか、五月三日U・P

電報によりますと、アメリカから來た對日くず鉄調査団が帝國後國務長官に

報告している中に、日本に七百万トン

のくず鉄を輸出する能力があることが述べられております。これは、アメリカからその代りにくず鉄を使用してできる機械その他の製品を日本に輸出するといふ意味を含めておると見られるのであります。これでは、日本内での日本の産業が製造し得る力を持つておるものに、その重要な資材が与えられなくて、國內で生産すべきものも、し得るものも、生産されない、そして外國から外國の製造家によつて造られたものを使うやうになるということでは、誠に我が國の産業にとつて憂うべきことではないか、これははつきりしたことであるとしてここに確言ができ

ないのであります。が、吉田内閣の外資輸入に關する態度政策から見まして、こういうことも考えざるを得ないのであります。それでありま

す。このくず鉄の問題は、事小なるがごとく見えますけれども、日本の國の産業にとり、我が國民の將來の独立にとり、憂慮すべき危険を包蔵しておると言わなければなりません。以上の理由によつて、共產党は本案に反対する者であります。以上であります。

○委員長(小畑哲夫君) 他に御発言もないやうでありますから、討論を終了したものと認め、直ちに採決いたします。臨時鉄くず資源回収法案衆議院送付、修正したものであります。これを衆議院送付の通り可決することに御賛成の方の起立をお願いします。

〔起立者多数〕

○委員長(小畑哲夫君) 多数と認めます。よつて本法は可決決定いたしました。

○委員長(小畑哲夫君) 次に、地方自治法第五十六條第四項の規定に基

き、鐵製品検査所の支所設置に關し承認を求める件、これも衆議院で修正されましたものを議題に供します。御発言の方どうぞ。

○島清君 ちよつと速記を止めて下さ

い。

○委員長(小畑哲夫君) 速記を止め

て。

〔速記中止〕

○委員長(小畑哲夫君) 速記を始め

て。五箇吉之丞君 本員は、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、鐵製品検査所の支所設置に關し承認を

与ふることに同意をいたします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(小畑哲夫君) それでは、衆議院の議決通り可決することに御異議

ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小畑哲夫君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小畑哲夫君) 次に、地方自治法第五十六條第四項の規定に基

き、通商事務所の設置に關し承認を求

める件、これを議題に供します。

○玉置吉之丞君 本員は、同じくこれに對して同意をいたしたいと存じま

す。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○小杉繁安君 承認を与えることに賛

成いたします。

○委員長(小畑哲夫君) 承認を与えることに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小畑哲夫君) 全会一致賛成

○玉置吉之丞 私はこの回収法案に
対して衆議院の修正案に賛成の意を表
と認めます。
尚先程からのくず鉄の法案並びにこ
の承認を与える二件について、委員長
のその後の手続につきましては、御一
任をお願いしたいと思います、御異議ご
ざいせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(小畑哲夫君) 異議なしと認
めます。それから委員長が議院に提出
する報告書には多数意見者の署名をお
願ひいたします。
〔臨時鉄くず資源回収法案〕
多数意見者署名
玉置吉之丞 佐伯卯四郎
山田 佐一 平岡 市三
小杉 繁安 廣瀬興兵衛
重宗 雄三 境野 清雄
〔地方自治法第五十六條第四項
の規定に基き、鐵雜製品検査所の
支所設置に關し承認を求める件外
一件〕
多数意見者署名
玉置吉之丞 佐伯卯四郎
平岡 市三 山田 佐一
小杉 繁安 廣瀬興兵衛
重宗 雄三 境野 清雄
田中 利勝 細川 嘉六
島 清
○委員長(小畑哲夫君) これで一時半
まで休憩いたしますが、午後四時、中
小企業等協同組合法案その他について
審議したいと思ひますから、どうか定
則に足らぬというようないふことのない
うに御勉勵願ひたいと思ひます。これ
を以て休憩いたします。
午後四時二十九分休憩
午後二時四十分開会
○委員長(小畑哲夫君) 只今から商工

委員を開きます。衆議院の門脇議員
がおいで下さつて、衆議院において中
小企業等協同組合法及び同施行法、こ
の二つの法案に対する修正箇所の理由
の説明をお願いしたいと思います。暫
くお聴き取り願ひます。
○衆議院議員(門脇太郎君) 只今御
紹介下さいました衆議院議員商工委員
をいたしております門脇太郎と申し
ます。どうぞよろしく。
御提案になつております中小企業等
協同組合法案並びにその施行法案に對
しまする衆議院商工委員会のこれに對
しまする相当広範の修正をいたしま
したので、その修正の動機と經過につ
いて一応御説明申し上げたいと思ひま
す。大体詳しいことは一応政府委員か
ら御説明になつておることと考えます
が、この法案の内容が五つの種類の組
合に分類されております。個々に検討
したのでありますが、事業協同組合の
場合におきまして、これを構成いたし
ますところの組合員の事業の規模、
この規模が従業員の数で決められてお
ります。工場の場合におきましては百
人以下、商業の場合におきましては
二十人以下、これが大体基準になつて
おります。その前後は一々公正取引
委員会の方の審査を要するといふこ
とになつておりますが、そこで協同組
合の規模については、工場百人商業者
二十人では少し少な過ぎる、これでは
実際の運用の場合に非常に支障を來た
すのではないかといふ点を考慮いたし
まして、百人を二百人に殖やし、二十
人を四十人に殖やすといふことを修正
すべく考へたのであります。これは政
府委員の方がその筋に折衝されたので
あります。その筋の御意向が到底

この修正は了解が得られないというき
つい見通しでありましたので、結局こ
の項目は、そういう意図ではありまし
たが、これはまあ実現しなかつたわけ
です。
その次に保險協同組合であります
が、保險協同組合につきましては、現
在のように戰災後の各大都市の建築物
はバラックでありまして、一朝火災等
がありますると、何千万円、何億円と、
こゝろいつたような非常に莫大な災害が
頻々としてあるわけでありまして、そ
ういふ現状を打ち眺めて、こゝろいふ小
さい規模の、まあこの保險協同組合と
いふのは要するに損害保險であります
て、結局火災保險であります。こゝろ
いふ小さい規模の組織では、こゝろい
つた最近の火災の實情に即しない、特
に政府の御意向は、最近マーケット街
等が相当火災が頻繁に起る、火災保險
会社がマーケット街等は、これは保險
物として拒否をしておる、こゝろいふ拒
否をされた部面に対して、特にこゝろい
ふ組織を利用したいのだ、こゝろいつた
ような御意向もあつたのであります
が、相当基礎のある火災保險会社でさ
え非常に危険がついておる、忌避する物
件に対して、こゝろいふ小さい規模の組
織で一朝莫大な火災がありましてした際
に、到底その損害に対して保險金を完
全に支拂い得るといふやうなことは、
これは實際的に考へてとてもそれは思
ひ及ばぬことでありまして、結局無事
の加盟員にそれだけの依存心を与えて
おいて、一旦損害があつたときにそれ
だけの保險金が支拂われんといふこと
になりますると、そこに非常に悲劇が
起るわけでありまして、こゝろいつたよ
うな、社會の秩序を混亂するといふよ

うなこの見通しが、現在の實情にお
いてはつきりと我々に認識し得るよう
な、こゝろいふ組織を、政府の責任にお
いて法規として制定するといふこと
は、どうもこれは面白くない、こゝろ
いつたやうな考へで、この保險協同組
合は、これは全部この法案の中から削
除しようといふことで、これはその筋
の了解を得まして、この保險協同組合
に關しまする項目は全面的にこれを削
除するといふことでやつて來たのであ
ります。
その次に信用協同組合であります
が、この信用協同組合の場合におきま
しては二つの考へ方があるわけであり
ます。それはこれから新しく作る場
合と、それから今までありますところ
の市街地信用組合法によつてでき
上つておりますところの現在の信用組
合がこの方の法規へ移行して來る、市
街地信用組合法がその法規の制定後、
或る一定の時期を経過すれば廃止にな
る、從つてその法規によつて設立さ
れておる現在の信用組合はこの法規に
移行されるといふことになつておる。
その二つの場合を考へたわけですが、
そこでこれから作りますところの場合に
おきましては、相當政府の指導と援助が
ありますれば、これはできるかも知れ
ない、できると思ひます。併し現在の
市街地信用組合がそれ、獨目の立場
で或る程度相當の域にまで發展してお
る、この發展しておるところの市街地
信用組合といふものを殊更に、今法規
を改定してこの方へ移行せしめんけれ
ばならぬといふだけの絶対的の必要性
があるかといふことについては、いろ
いろ検討したわけでありまして、そゝ
ろいつたやうな問題に關連しまして、政府

委員を通じて、やはりこれもその筋の
意向を質したのであります。その筋
の意向がこの信用組合だけは是非この
法規に包括して行きたい、保險協同組
合の方はこちらの意向を幸いに御了解
願つたのであります。どうも信用組
合の方を切り離すといふことは、これ
はどうにも了解し兼ねるという相當き
つい見通しがつきましたので、現在の
制約されておりますところの現下の
政治情勢に鑑みまして、止むを得ん
といふことになつたわけでありまして、
そこで從來の市街地信用組合法によつ
てできておりましたところの信用組合
がこの法規に移行いたしまする場合
に、極めて簡単に移行し得て、向その
後運営に對しまして余り支障になるこ
とがないやうに、或るべく從來通りの
運営の方式によつて運営し得るよう
に、こゝろいつた点を是正しようといふ
ことを考へたわけでありまして、その
是正といふことが十項目ありまして、
その十項目をこれから御説明申し上げま
す。
その第一はこの法規によりまする
と、信用の場合には信用協同組合といふ
ことになつておつたのであります。そ
從來信用組合といふことで相當世に
對して信用も傳へておるし、又そゝろ
いふ名称の下に現在相當多量の印刷物等
が用意してあるので、名称が變はるこ
とは、こゝろいつたやうな實際的の部面
で相當費用上にも影響がある、でき得
れば從來の信用組合は協同といふ字を
使わんでも從來の名称のままで信用組
合と稱してことが済むやうにとこゝろ
いふ意味からして、從來の信用組合に限
つては信用組合といふ單に名称であつ
てもいいし、又信用協同組合といふ名

ことに御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(小畑哲夫君) 全会一致賛成

称であつてもいいやうなことにこれは修正をする、この点も、これはその筋の了解を得たわけでありませう。

第二の信用協同組合の構成員であるところの組合員であります。この組合員として事業協同組合が認められていない、即ち事業協同組合自体は信用協同組合の構成員になり得ないという法規になつております。これはやはり事業協同組合が信用協同組合に加入してその金融的利便を受けるということに、非常にまあそこ大きな問題がありませう。又現在市街地信用組合法による信用組合が多数の法人をメンバーに持つておるといふ場合もありませうし、信用協同組合に限つて事業協同組合がその構成員になり得るといふ点、この点もその筋の了解を得たわけでありませう。

第三の信用協同組合は出資金に対する信用が相当目標になります。ところが、この法規によりまして、一個人で全体の四分の一・二五%までは出資し得ることになつております。仮にそういつたことがありました場合に、その二五%を持つところの一個人が脱退することによつて出資金に非常に大きな変化を生ずる、そういうことが信用を對象とするところの信用組合の場合ではいかんからして、一個人の出資の最高額を十分の一・一〇%までに切下げたい、この第三項の点もその筋の了解を得たわけでありませう。

その次に總會の場合であります。が、總會の場合において出席の組合員は他の組合員一名だけの代理をし得ることになつております。今信用組合は相当整頓しまして、一番大きいものになりますと、二万人、三万人近い組合員があるんだとてありまして、そういつたやうな組合におきまして一人が一人だけの代理権といふことでは非常に總會等がやりにくいからして、一人であつても十人分くらいの代理権を行使し得るやうに、代理権の拡張という点をまあ考えてみました。ところが、この点はその筋に折衝いたしまして結果、これはもう絶対いげないという固い見通しが附きましたので、この点はこれは私の方で撤回いたしました。

第五に、信用協同組合は組合員の数が三百人以上の場合にのみ組織し得るやうに認めて貰いたい、この法規によりまして、四百人以上相寄りませうれば協同組合ができることになつております。そういう少数の人員では最近流行つておりますいわゆる金庫組合の方にこれを悪用される虞れがある、又正當な信用組合としましてはその程度の人員がなかつたならば相互の金融組織になり得ない、こういう観点から三百人以下では得ない、三百人以上というところに設立の構成員の数を制限して貰いたい、この点もその筋の了解を得たわけでありませう。

次は總代会の組織であります。先程申しますやうに大きな組合になりますと、二万人乃至三万人というやうな膨大な組合員になりますからして、なか／＼これを一堂に集めるということは至難である、そこで大体この協同組合法自体の總會のやり方等につきましても、前以て折衝しまして、第一次的には相當、これは總代制度というものを利用するやうな項目に第一次修正をして行きてまして、特に總代は、二百人以上の場合には總代を置き得る、その場合には十分の一、それが最高、二千人の組合になりますと、十分の一でありませうから二百人になる、その二百人以上は組合員の数が何千人、何万人に達しても二百人で打切れる、二百人が最高の總代数ということに第一次修正ができ上つておるわけでありまして、而も二千人以上の組合の二百人の總代によつて議事が運営される場合には、相當広範な権限がある、合併或いは解散或いはその全事業の譲渡、後任總代の總改選、この四つを除く以外は全部總代会で議決し得るということになつておまして、相當それによつて大體總會の運営も大いに緩和されておたのであります。が、もう一步前進してその二千という制限を千人に切下げる、で、千人の場合には百人の總代を置き、千人以上幾ら幾らでも百人の總代を以て事は足りる、百人が最高限度というところにその筋と折衝しまして、この点も了解を得たわけでありませう。

その次に、總代の總改選、これは勿論總代会でできない、總代会で後任總代の總改選をしておつたならば、いつまでも總代は万年總代になりますから、總代の總改選は總會でなければならぬ、併し途中で、補欠があつた場合、補欠の選挙だけは總代会ででき得るやうにということに折衝しまして、この点も了解を得たわけでありませう。

その次に、拂込出資金に対して剰余金を配当する、これが最高限度六分に制限されております。ところが信用組合の場合におきましては、最近なか／＼銀行などが高率の配当をする、大抵少くとも一割くらいの配当をする、

こういつたことに對抗するために、六分だけと制限しないで、主務大臣の認可を得た場合には六分以上の配当をしてもいいやうなことに改正したいといふことを折衝したのであります。が、この点はその筋からきつて反對がありまして、これは撤回しました。

それからその次に、この法規によりまして、連合会、特に信用組合の連合会の場合には、信用組合の連合会自体がその構成員であるところの事業協同組合、その事業協同組合のもう一つの組合員、即ち連合会の立場からいいますと、極分に当ります。極分組合員と直接に取引をしてもいいやうな條項があるのであります。が、そういうやうな制度は信用組合等の場合においてはいろいろ弊害が招致されるので、その点は一つそういうことをしないやうに、やはり連合会はその構成員であるところの直接のいわゆる單位組合だけに取引を留めるやうに、その点はその筋の了解を得たわけでありませう。

第十番目には、この組合の業務又は運営上について若し組合員として不当と認めることがあつた場合は、直ちにその官廳に届出で、官廳はこれに対して必ず当該組合の内容を検査する義務があるという條項がこの法律の中に入つておる、こういうことは普通の事業組合ならいいが、信用組合の場合には、或る組合員が金を借りて来て、それに金を貸さんというやうなときに、それに対する報復的手段として何か口実を設けて官廳に検査を申請する、そういつたやうなことが世上に流布されると、信用組合が非常に信用を損じまして、取引等が起る危険がある、でありますからして、すべてそういう

場合には官廳の検査権というものに委譲して、直接その都度々々個々の受附けないやうなことにして貰いたいという点であります。その点はその筋に折衝したところ、これは堅く改正相成らんといふことでありますので、その点は撤回したわけでありませう。

それから役員任期が二年というところになつておたのであります。が、この信用事業の場合には、やはり同一の者が或る期間継続しなければならぬ、信用を對象にして是非そうありたい、少くとも二年を三年に延長して貰いたい、この点はその筋に折衝しまして了解を得たわけでありませう。

それからこれは施行法なものであります。が、最初の法規によりまして、この法規の公布後一ヶ月後には市街地信用組合法が廃止されるというところになつておるのであります。が、いろいろの事情があつていま暫くこの市街地信用組合法の存続延期を願いたい、この点は六ヶ月延期する、これはこういうことの見込んであります。が、これは又大蔵委員の方から折衝がありまして、市街地信用組合の中には非常に極度に今發展し過ぎて大きくなつておるものがあつて、どうにもこの法規の方へ移行しかねるものがあるやうに思ふ、そういう場合には大蔵省の方で積極的に乗り出して、或いは庶民金融庫法とか何とか、そういう市街地信用組合の中のものに移行し得ないやうな大きなものを收容するといふますか、當該める法規を考へたい、又考えさせたい、こういつたやうな考えの方から大蔵委員の方からは是非この一ヶ月の現在法

きかぬのを収容するといふますか。当
 座める法規を考えた、又考えさせた
 い、こういつたような考え方から大蔵
 委員の方から是非この一月の見直し

格を公正取引委員会で判断するときの目安があるか、常時二百人使用という形に引上げることとはできないか、との質問に対し、公正取引委員会で、別に目安はないのであつて、業種の実体

を見て、小規模ならざるものを判定するつもりであると答へ、鐘川中小企業廳長官は、我が國のように労働力を特に多く使つておる國柄では、使用人員が多くなると小規模業者といふわけではなく、ならぬやうな企業が多いところでは、大企業と小企業との間に、

人衆のために眼界をつけることは困難であるから、運用の面で十分注意するつもりであると答へ、廣瀬委員が使用人員が百人を超えるような場合になつたなら、脱退しなければならぬのかと

ら、別に脱退する必要はないが、三十日以内に届出をしないと、理事は三万円以下の罰金を科せられることになっておると答えています。次に、境野委員から信用協同組合は、本法第...、

てはどうかと申しましたところ、越川長官は事業協同組合も信用協同組合も、共に組合員が組合の運命は自分の運命であるという自覚の下に、中小企業者並びに勤労者の組織するものであら

から、協同組合の精神が一貫して洗れているものであつて、別に削除する必要はないと思うと答え、同じく境野委員が組合員の多い信用協同組合は、綴り及び代表会の形式で果して違ふが、目

面は白紙委任状であつてはならない、
滑に行くかという質問に対し、政府委
員は総代会制度によつて運営できると
思う、総代の選挙は書面で行うことも
できることになっている、ただその書

従つて重要事項、即ち組合の運命を賭

五

五

と申しますか、監督権が非常に強いものになるのであります。

漁船保険組合、木船保険組合というものは、

りたという話を聞いておりますが、

金と掛金との間に余り数学的な関係もないようなものであれば共済と

いふふうに考えておるわけでありま

○説明員(長崎正造君) 実は保険組合

法との関係は差支ないわけでありま

合に該当するかどうかの判断は、公正

とになると存しますが、併しそのよ

○島清君 それと関連してちよつと

○説明員(小畑哲夫君) 先般連記があ

○政府委員(横田正俊君) 只今御質疑

○玉置吉之丞君 大体日本の経済は

○玉置吉之丞君 大体日本の経済は

○説明員(長崎正造君) この法律から

○國務大臣(樺田平太郎君) この問題

○政府委員(小畑哲夫君) この協同組

○玉置吉之丞君 第六條の二項

○玉置吉之丞君 第六條の二項

○説明員(長崎正造君) この法律から

○國務大臣(樺田平太郎君) この問題

○政府委員(小畑哲夫君) この協同組

○玉置吉之丞君 第六條の二項

○玉置吉之丞君 第六條の二項

○説明員(長崎正造君) この法律から

○國務大臣(樺田平太郎君) この問題

○政府委員(小畑哲夫君) この協同組

○玉置吉之丞君 第六條の二項

○玉置吉之丞君 第六條の二項

な話を願つたのでありますが、何かお返事がなかつたらもう少し具体的にそのような場合の取扱に關する点をお話願へんですか。

○政府委員(横田正俊) 只今、前に出ました者がどういふことを申上げましたか、詳しく聞いておりましたので、或いは多少申上げたことに不十分な点があつたかと存じますが、只今仰せになりましたような具体的の問題につきましても、結論は確かに前出で申上げた人の言通りだと存じます。

ただ先程も申したように、事例を挙げまして詳しく申上げると一番いゝのでございますが、先ず大體今の例などで、外の場合も推し測つて頂いて結構でないかと存じます。

○佐伯卯四郎 いろ／＼御説明がありました。實際問題として百三十人とかいふ人数があります。段々企業を準備しなければならぬから多くなるよりも、多少それぐらいの二十人、三十人ぐらいというケースがあると思ひます。それは一々現場に行きますとすれば人数をとりに行かなければならぬと思ひますが、そういうような措置をとるのは各地方のあれですか、官廳にこれが委託されて、どつかで監督するのですか。一々工場が百三十人おるといふデーターをすつかりお届け頂きます。そうしてお調べを頂くような機関ができるのですか。

○政府委員(横田正俊) それは、公正取引委員会は御承知のごとく極めて小規模でございまして、中央に事務局がございまして、後は大阪と名古屋と福岡に地方事務所がございまして、結局或る組合の組合員の中に少し大規模な

事業者が入つておるといふ問題は到底公正取引委員会としましては、全國に多数手足を持つておるわけではございせんから……、何らかの關係でこちらに分つて参りましたときにそれが問題になる、こういうことになるだらうと思ひます。それでそういう場合に、きましても調べまして、如何にも我々の方で考へて大規模過ぎると思はれるものに對しましては、独占禁止法で措置をするのであります。併しこの措置が必ずしもその組合自体を解散せしめるというふうなことではないのであります。……、そのまゝお認めすることができないというものにつきましては、その他の適當な措置をいたしまして、その中の適當でない方を組合から脱退して頂くと、その他極めて稀りのあります措置がとられると存じます。従いまして公取の方でこの問題について積極的に取上げて、どし／＼処置をするというふうなことは先ずないといふふうにお考へ頂いていゝと思ひます。

○佐伯卯四郎 常におります職員なり、それから工員が九十九人であつて、他の三十人ぐらゐは臨時雇とするときはそれは抵觸いたしませんか。

○政府委員(横田正俊) ちよつと今のこと、御趣旨がよく分りませんで、もう一度……。

○佐伯卯四郎 九十九人という者が仮に常雇の職員なり工員であるとして、他の二十名なり三十名なり臨時雇とする者については、そういうふうな届けというものは抵觸いたしませんか、そういうふうな状態では……。

○政府委員(横田正俊) それは常時使用する者が百人或いは二十人以上と

いふことになつておりますから、臨時に膨れ上がるものにつきましては抵觸しないことになつております。尙今ちよつと私うつかかりましたして失礼いたしました。……、百人或いは二十人を超えます者につきましては、組合の方から、そのときに一応届出だけはして頂くことになつておりますので、それに基づいて公取が直ちに活動するといふようにお考へ頂かないでもいゝのではないかと存じます。

○五重吉之丞 同一の会社で、一つの会社が二つの工場を持つておつて、一つの工場は運り仕事をやつて、もう一つの方も又異なる仕事をやつておる。……、その第一の工場に百五十人の従業員がおつて、第二の工場に八十人おる、そういう運つた同じ経営体ではあります。……、事業の種類が違つておる場合の八十人、常時使つておる第二工場の仕事は、同一種類の協同組合の中に入つて行く場合には、やはり第一工場に百五十人あるから通算すると二百三十人となるという場合にも、やつておる事業の性質が違つておる場合には、その八十人の工場は違つておる仕事の性質のものがそういう協同組合の方に入つて行くのですが、そういう場合は抵觸するのですか。

○政府委員(横田正俊) 只今のお問のような場合は、この法律の解釈として、この百人、二十人を計算するといふふうに一応解釈いたしておりますが、併しながらその中で今仰せになりましたように、關係がいろ／＼あるわけでございますが、いろ／＼の事情から、結局第二項で公正取引委員会

が、單に数ばかりではなく、その事業

の実際、従業員がどういふことに従事しておるかといふような具体的事情を調べて、仮に合算したものが百人を超えておりましたも、必ずしも大規模な事業者と見ないという取扱を第二項の運用で図るということになると思ひますが、この百人、二十人といふものは、そのまま合算して行くといふふうに解釈いたしております。

○廣瀬義典 此の法案が通過いたしますと、林業法は廃止すると、これといふことになつておりますが、これは農林省と商工省と御相談なさつたのでしうか、即ち林業法と商工組合とは多少その性質が違つてゐるがあると思ひますが、どんなふうになつておりましたしうか、ちよつとおきまつたのですか。

○政府委員(小笠公昭) 林業法に基きまして林産組合を今回の協同組合に引直すといふ問題につきましては、農林当局と十分連絡の上、こゝういふ結論に突はなつておる次第であります。御承知の通り林産組合の改組の案としたしまして、從來と同じような考え方です。……、林産協同組合といふような案がありまして、又それに対して異論もあつたやうであります。……、林野局当事者といたしましては協同組合で行く、たまたま同じ形になりましたので、こゝで纏めて行くといふことに相成つた次第であります。

○廣瀬義典 林産組合は今まで農林省の監督になつておつたのであります。……、これが協同組合になりますと商工省の監督になるのですしうか、如何でしょう。

○政府委員(小笠公昭) この法律は御承知の通りに各業界に適用に相

成りますので、組合の監督権といふものを強いて言いますと、産業をそれぞれ持つておる一般官廳の監督といふことで、権限關係は一つも実はないわけですね。……、便宜、中小企業で總結的な法案をお世話しておるといふふうな形であります。

○廣瀬義典 今まで林産組合は大體農林中央金庫を利用し、商工組合は商工中央金庫を利用しておつたのであります。……、この法案がでますと金庫の途はどこから開けますか。

○政府委員(小笠公昭) 既存の組合が新しい法制に切替へられます場合に、金庫上の問題は林産組合の中の農林中金へ行く場合、それと同じ林産組合でも商工形に近しいものは商工中金に、それ以外の實體に基いて自由に両方に行けるような途を施行法に開いてございまして。

○廣瀬義典 今までは一方に付いておりましたから、銀行もやはりその方に力を入れますけれども、両方に行ける途といふものは両方とも、両方に行ける途といふものは、今回保險法が決められますと、農林省と商工省と相談してやられる時分には保險法が通過するつもりで農林省は納得したのじやないかと思ひますが、これは保險法を適用することになるかも知れませんが、保險法が通過いたしますれば保險金を集めて置いておつていかなければその金が流用できるといふやうなことで、両方に引つ掛かつて金融の途は保險で幾らかつくといふやうなことでは農林省は承諾したのじやないかと思ひますが、昨日衆議院が保險法を削除してしまつたといふことになつて、それから後商工省と農林省とは御

がございまして、後は大阪と名古屋と福岡に地方事務所がございます。結局或る組合の組合員の中に少し大規模な

そういうような状態では……
○政府委員(横田正俊君) それは常時使用する者が百人或いは二十人以上と

けでございするが、いろいろの事情から、結局第二項で公正取引委員会が、單に数ばかりではなく、その事業

でしようか。
○政府委員(小笠公昭君) この法律は御承知の通り広く各業界に適用に相

かと思ひますが、昨日衆議院が保險法を削除してしまつたということになつて、それから後商工省と農林省とは御

談なつたかどうか、ちよつと伺ひたい。

○政府委員(小笠公昭君) 農林当局に話をしたるものであります。た

だお話の中で現在の林産組合というものが今度の協同組合に移るのに、保險組合との脱み合せでそういうふうな意思決定をするというふうなことはな

いと実は思ふのであります。制度論といひまして、いずれも事業協同組合であります。事業協同組合の形をどうするか、こういう問題であらうと思ひますので、私は大体そういうふう

に感じております。
○島清君 ちよつとお伺ひしたいのですが、組合員の脱退についての各条件を挙げておられますが、その中で除名の項がありまして、「長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員」は除名できるというふうなこの条件を講つてあるのですが、除名と言ひますと、何かしら我々の従来の觀念からい

しますと懲罰的な觀念を伴ひますので、組合の施設を利用しなかつた者を除名するといふことは、少し何か割切れないものがあるようにござい

ます。これはどうなのですか。
○政府委員(小笠公昭君) 協同組合を構成する場合に共同の施設を作つてそれを利用するといふ氣持で纏まつて来るのだらうと思ふのであります。そ

ういふことになつておりますので、それを長期に亘つて利用しないといふことは組合に参加してゐる意思がもうなくなつたものといふことにみなし得る

といふふうに考えられるのであります。従ひましてそういうふうな組合員を長く置いて置くといふことはいろいろの整理の点その他から見て厄

介でありますので、「長期にわたつて組合の施設を利用しない」というふうな者につきましては除名に値するといふ途を突は開いたわけであり

ます。○小杉繁安君 この外にも沢山ありますから、こゝで質疑を打切にいたしましたら如何でしょうか。
〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員(小畑哲夫君) 速記を止め暫時休憩いたします。
午後三時二十八分休憩

午後四時三十七分開会
○委員(小畑哲夫君) 休憩前に引続きこれより會議を開きます。先程小杉委員から質疑打切の動議が出たようでありました。如何いたしませう。
○五重吉之丞君 小杉委員の質疑打切の動議に賛成いたします。
○委員(小畑哲夫君) 御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(小畑哲夫君) 御異議ないと認めまして、直ちに討論に移ることに御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(小畑哲夫君) 御異議ないと認め、討論に移ります。御発言の方は賛否を明かにしてお述べ願ひます。
○五重吉之丞君 私は中小企業等協同組合法案並びに同施行法案につきましては衆議院の修正を認めて、修正箇所並びに原案について賛成をいたす者であります。ただ私はこの我が國の中小企業の状態を鑑みまして、従業員の數を百人又は二十人というふうな、

事業別によつて線を引きたいといふことは、事業の實態に即して不当なものであるといふことについて、多大の不滿を持つております。これに對して公正取引委員會の意見を以て、その点について十分了解し得られるものがありましたから、今後の本法の運営の上について、公正取引委員會において正當なる判断を以て、事業の進捗に支障のないようにやつて頂きたい、といふことを希望いたしました。本法に賛成をする者であります。
○島清君 私は社會党を代表いたしますが、併しながら無條件に賛成の意を表する者ではないのであります。本法案は政府の提案通りでござい

ます。保險協同組合が入つておられるので、保險協同組合の方でそれが削除になりました。併しながら法の精神は中小企業者を育成しようという精神がございまして、私達は衆議院の改正案に對しましては幾多の不滿を持つておるのであります。併しながら相成るべくはこの中小企業者を育成するといふ法律を速かに成立せしめたい、といふ意味におきまして賛成をする者ではござ

います。併しながら近い將來におきまして、この削除せられましてところの保險協同組合が議會において再び討論をする、審議をする機会を政府当局におかれましては速かにその機会をお持ちになりますようにお願いしておきたいのであります。そういうつたような意味のことを附帶的に附けて私は本法案に賛成をする者でござ

います。
○山田佐一君 本日は衆議院の修正通

り原案に賛成いたします者であります。本法案は通過いたしました。経済九原則の實施に伴ひまして、我が國の中小企業者の被る打撃は非常に大きなものだらうと思ひます。これが救済打開の途はこの協同組合の一致團結してこの組合の發達によつて生きて行くといふより今日に処する途はないと思ふのであります。その意味におきまして、同法案の一日も早く實施せられんことを希望する意味におきまして賛成をいたす者であります。只今島委員の仰せられた保險組合の除外せられたといふことは趣旨の上において誠に遺憾とは存じます。まだこの中小企業協同組合において保險業を営みまして、創立早々において若し災害があつたときにこの負担力において如何が

かと思はれるものであります。仮すに相當の時日を置いて而して後に実行するといふことが今日の我が國情において最も機宜に適したものであるといふ觀念の下に保險組合を除外して行くといふことにおいて賛成をする者であります。以上述べました趣旨において修正原案に賛成をいたします者であります。
○細川嘉六君 私は日本共產黨を代表して二つの法案に反對いたします。その理由はこの法案によつて中小企業が相連繫して経済九原則から来る打撃を避けることができるように言われてお

ります。けれども實際は反對であります。現に中小企業は倒れておる、没落して來ております。法律はなか／＼整備されて立派になつて來ておるが、實際に資金、資材の面においてこれらの企業を助けるということが裏付けられておらなければならぬ。又實際この場

合裏付けられておらない、臨時物資需給法、それから金融關位に關する方針、それらは全く元通り中小企業に資金をやることを妨げてゐる、今日中小企業六千について調べた官廳統計によりまして、何百億の資金が要するといふのであります。それが最近議會において二十億程度の資金を融通するといふようなことを交際中であるといふが、誠に情けないことである。その他この法案においては、税金も高い、それから組合員の資格も制限されておる、それから組合の全國的連合による活動も抑制されておる、おまけに連反者に対しては嚴罰が用意されておる。この大膽の後から立上る途であるかどうか、非常な憂を持つものであります。以上の理由によつてこの二つの法案に反對いたします。
○小杉繁安君 衆議院より送附された案に賛成いたします。中小企業が現在の段階において殆んど滅亡の危機に達してゐるやうなわけで、どうしても協力して、一致團結して行かなければいかんという立場から、この法案ができたものでありますから、私は修正案に賛成いたします。
○委員(小畑哲夫君) ちよつと速記を止めて。
〔速記中止〕

〔速記中止〕

〔速記中止〕

○委員長(小畑哲夫) 速記を始め、他に御発言もないようでありますから、討論は終了したものと認めて直ちに採決いたします。

中小企業等協同組合法案、中小企業等協同組合法施行法案、この二つとも衆議院送付の修正したもの原案といたしまして、この原案通り可決することと賛成の方の御起立を願います。

〔起立者多数〕

○委員長(小畑哲夫) 多数と認めます。よつて両案は可決決定いたしました。

尙本会議における委員長の口頭報告の内容は、これは委員長において、両法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小畑哲夫) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名をお願いいたします。

多数意見者署名

宿谷 榮一 玉置吉之丞
佐伯卯四郎 小杉 繁安
山田 佐一 平岡 市三
重宗 雄三 境野 清雄
中川 以良 島 清

阿竹哲次郎

○委員長(小畑哲夫) 署名漏れはございませんか。なしと認めます。

尙休憩前に貿易振興方策に関する調査承認の要綱を報告し掛けておつたのであります。大体において御異議がなければこれに御承認願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小畑哲夫) 異議なしと認めて御承認願うことに決定いたしました。それではこれにて本日は散会いたします。

午後四時五十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 小畑 哲夫
理事 山田 佐一
島 清
玉置吉之丞

委員 田中 利勝
平岡 市三
重宗 雄三
廣瀬興兵衛
小杉 繁安
境野 清雄
中川 以良
宿谷 榮一

佐伯卯四郎
阿竹哲次郎
細川 嘉六
駒井 藤平
門脇勝太郎

衆議員議員 門脇勝太郎
國務大臣 稻垣平太郎
商工大臣 始 關 伊平
政府委員 (鐵道局長) 小笠 公昭
商工事務官 (中小企業振興局長) 横田 正俊
法制局長 奥野 健一

大蔵事務官 (保険局長) 長崎 正造

常任委員会専門員 小田橋貞壽君
五月十九日日本委員会に左の事件を付託された。

一、佐賀市に通商産業局分室設置の請願(第千六百一十一号)
一、中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に関する請願(第千六百四十四号)

一、配電事業公営に関する請願(第千六百六十六号)
一、中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に関する請願(第千七百七十四号)

一、乳幼児用衣類の輸入に関する請願(第千七百七十四号)
一、中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に関する請願(第千九百九十二号)

一、中小織布業の保護育成に関する請願(第千九百九十四号)
一、中小企業等協同組合法案に関する請願(第千九百九十五号)

一、輸出業法制定に関する請願(第千九百九十三号)
一、中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に関する請願(第千九百九十一号)

一、炭鉱労働者向け物資配給計画に関する陳情(第千四百三十三号)
第千六百一十一号 昭和二十四年五月七日受理

佐賀市に通商産業局分室設置の請願 請願者 佐賀縣議會議長 田中 虎登外二十五名
紹介議員 小林 勝馬君 大隈 信幸君 今泉 政喜君

縣庁に移譲し、必要に応じて通商局分室を設置する由であるが、佐賀縣は、石炭生産縣であるとともに、中小工業の現勢においても、全九州中二位乃至三位を占めており、一方交通上極めて不便な條件にあるから、例え分室設置場所を制限するとしても、佐賀縣には以上のような特殊な條件にかんがみ通商局分室を設置せられたいとの請願。

第千六百四十四号 昭和二十四年五月九日受理
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に関する請願

請願者 新潟市西堀通り五番町 八六六新潟市信用組合長 今川 幸吉
紹介議員 北村 一男君

今大國會に提出を予定されている中小企業等協同組合法案及び同法施行法案は、市街地信用組合の決情を無視し、且つ不正金融業者の跳りようを助長するものであるから、(一)市街地信用組合法を廃止する條項を同法案及び同法施行法案その他関係法案より削除すること、(二)市街地信用組合に関する別當の法律を制定して、庶民金融機関として合理的な制度を設けること等の措置を採られたいとの請願。

第千六百六十六号 昭和二十四年五月九日受理
配電事業公営に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一東京都議會議局内配電事業公営期成連合会内 石原永明
紹介議員 淺岡 信夫君

わが國經濟の振興が強く要請されている現在、産業の動力源である電氣事業の任務はいよゝ増大している。殊に配電事業は、消費者の日常生活と地方産業の興隆に密接な關係を有しているが、事業の現状は、戦時中進行された独占的統制形態のままで、當利本位の經營を行つてゐるから、配電事業本來の公共的使命を達成して、需要者の福祉を図り、地方の實情に応じた民主的運営とするため、すみやかに、配電事業を公營とせられたいとの請願。

第千七百七十四号 昭和二十四年五月九日受理
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に関する請願(第千七百七十四号)

請願者 北海道函館市地蔵町函館信用組合長 齋藤榮三郎
紹介議員 川村 松助君

この請願の趣旨は、第千六百四十四号と同じである。

第千七百七十四号 昭和二十四年五月九日受理
乳幼児用衣類の輸入に関する請願

請願者 東京都豊島区難波谷一ノ三〇大日本連合母の会内 小林珠子外四名
紹介議員 木内キヤウ君 河崎 ナツ君 紅露 みつ君 宮城タマヨ君 深川タマエ君 赤松 常子君 奥 むめお君 小杉 イ子君

國民生活の面において、衣料事情極ひつぱくしているものはない。とくに乳幼児用の衣類については、母の悩みの種となつてゐる有様であるから、乳幼

なければこれに御承認願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

説明員
大蔵事務官 長崎 正造君
(保険課長)

今般政府においては、商工省出先機関の整理を行い、原則としてその権限を

紹介議員 淺岡 信夫君
わが國經濟の振興が強く要請されてい
る現在、産業の動力源である電氣事業

つばくしているものはない。とくに乳
幼児用の衣類については、母の悩みの
種となつてゐる有様であるから、乳幼

児の衣類に充てるため、アメリカより古着を輸入できるより適當の措置をとられたいとの請願。

第千九十二号 昭和二十四年五月十日受理
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に関する請願

請願者 山形縣鶴岡市馬場町内
一、鶴岡庶民信用組合長 村田重次郎外一名

紹介議員 尾形六郎兵衛君

この請願の趣旨は、第千六十四号と同じである。

第千九十四号 昭和二十四年五月十一日受理
中小織布業の保護育成に関する請願

請願者 愛知縣一宮市明治通二
尾西織物協会内 牧賢一外七百八十七名

紹介議員 山田 佐一君

綿スフ、絹人絹、麻および絹紡織物業は、わが國の主要輸出品である綿織物の生産に重大な役割を有しているが、製品は主として家内工業による特殊織物であり、企業形態も小規模であるから、經濟界の變動に対処して、生産設備の統制撤廃、協同組合法の改正および課税の軽減等の措置を講ぜられて、業界の保護育成を図りたいとの請願。

第千九十五号 昭和二十四年五月十一日受理
中小企業等協同組合法案に関する請願

請願者 埼玉縣熊谷市大字熊谷
一、八〇二埼玉縣信用組合長
村上義之助

第十部 商工委員会會議第二十号 昭和二十四年五月二十一日【參議院】

紹介議員 荒井 八郎君

近く第五回國会に提出される中小企業等協同組合法案中には、組合運営の實際に照し、不都合を生ずるところがあるから、本案審議に當つては、

(一)組合設立の際の公証人の認証の廃止、(二)員外理事の存置、(三)總代会の決議事項の拡張、(四)取引高税の免除、(五)特別法人税課税の中止、(六)連合会の運営等について考慮されたいとの請願。

第千九十三号 昭和二十四年五月十四日受理
輸出業法制定に関する請願

請願者 大阪市東区本町二丁目
運合會館内綿織会内 豊島久七

紹介議員 玉置吉之丞君

九原則の実施によつて、輸出の振興は、現在の我が國にとつて最大の急務である。故に、各企業体の創意を活用し、対外的信用を保つために、輸出に關する協同的活動を認める法的基礎が必要であるから、諸外國の例にならつて、独占禁止の例外的内容を有する輸出業法を制定せられたいとの請願。

第四百二号 昭和二十四年五月九日受理
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に関する陳情

陳情者 福岡市渡辺通五ノ七〇
田上文次郎

今次國会に提出を予定されている中小企業等協同組合法案及び同法施行法案は、市街地信用組合の実情を無視し、且つ不正金融業者の跳りようを助長するものであるから、(一)市街地信用組合法を廃止する條項を同法案及び同法

施行法案その他關係法案より削除すること、(二)市街地信用組合に関する別箇の法律を制定して、庶民金融機關として合理的な制度を設けること等の措置を採られたいとの陳情。

第四百十三号 昭和二十四年五月十四日受理
炭鉱労働者向け物資配給計画に関する陳情

陳情者 東京都中央区日本橋茅
場町二ノ一六日本石炭協會内
円城寺松一

昭和二十四年度炭鉱向け物資配給計画実施に當つては、炭鉱労働者の労働意欲向上のため、(一)作業衣、地下足袋のような作業用品は、個人の労働度に応じて配給すること、(二)酒、煙草のようなし好品は、品種、品質、價格及び配給の時期に適切な方法をとること、(三)本年度の配給物資の全体の割当量を増加すること、(四)配給物資の配分については各炭礦に一任すること等の措置をとられたいとの陳情。

五月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、臨時鉄くず資源回收法案(予備審査のための付託五月二日)

一、配炭公団法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託五月十二日)

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に關し承認を求める件(予備審査のための付託五月十六日)

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所設置に關し承認を求める件(一部

不承認)(予備審査のための付託五月十六日)

昭和二十四年六月二十九日印刷

昭和二十四年六月三十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

第五回 参議院 議事録 第一卷 昭和二十四年六月二十九日印刷 参議院事務局 印刷者 印刷局